

障害者福祉

2024年度の制度改正迫る！ 注目の2大ポイント



障害者総合支援法の次期改正に向けた審議が、現在、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で進められています。施行期

日は、次期障害サービス等報酬改定の実施日であり、かつ、第7期障害福祉計画の始期でもある「2024年4月」となる予定です。

ポイント①

地域生活支援拠点の整備

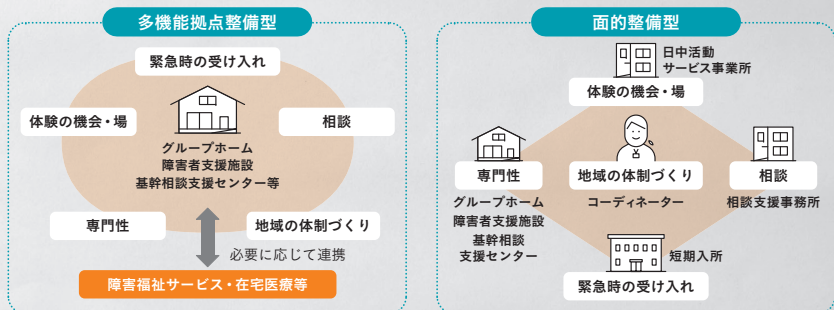
障害の重度化・高齢化や“親亡き後”への対応を強化する趣旨で、「地域生活支援拠点」の整備を市町村の努力義務として法令上正式に位置づけ、関係機関との連携も含めた「24時間の連絡体制」の整備を推進していく。

ポイント②

自立生活援助の普及拡大

障害者の居宅に定期訪問等を行う相談や助言等を行うサービス＝「自立生活援助」について、要件を緩和。普及拡大を図り、対象者の状況に応じた多様な支援形態を設ける。

地域生活支援拠点等の概要



障害者が安心して地域で生活できるように、居住支援機能と地域支援機能を併せ持った拠点のこと。▽緊急時の相談対応や短期入所受け入れ▽病院・施設から地域への移行支援▽専門人材の養

成と地域づくり——等を行います。障害者支援施設等が一元的に担う場合と、複数の施設・事業所が分散して担う場合があります。

1. 障害者福祉と介護保険の違い

障害者総合支援制度は、サービス内容も利用の流れも介護保険制度と類似していますが、大

きく異なる点もあります。ざっくりと押さえておきましょう。

1

「利用できるサービス量」は個別に決定される

障害支援区分は、介護保険の「要介護度」と同じように、本人の心身状態を調査して支援の必要度の切り分けが行われます。ただし、その利用目的は「標準的な支援の度合い」の把握にとどまり、サービスの内容・量は市町村が個別に決定します。介護保険のような「区分支給限度額」は存在しません。

2

計画“案”を提出する

サービスは、介護保険のケアプランにあたる「サービス等利用計画」に沿って提供されます。サービス等利用計画は、介護保険のケアマネジャーにあたる相談支援専門員が、市町村による支給決定の前に「計画案」を、支給決定後に“案”の取れた「本計画」を、それぞれ作成・提出します。つまり2回提出することになります。

3

サービス調整だけじゃない

「サービス等」の“等”には、インフォーマルな支援や社会資源という意味が込められています。制度に位置づけられている法定のサービスメニューに限らず、本人等のニーズを満たしうる社会資源を探してつないだり、場合によっては社会資源そのものの創出にかかわったり促したりすることが、相談支援専門員には求められています。

4

幅広いサービス

障害者総合支援制度のサービスには、就労支援・自立訓練、施設から地域への移行支援、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣など、幅広いメニューがあります。

5

モニタリング頻度、「6か月ごと」の場合も

モニタリング頻度は個別に設定されます。支援内容に大きな変更がない利用者は、「3か月ごと」または「6か月ごと」に設定されることもあります。

6

事実上の応能負担

制度上は「1割」の定率負担ですが、所得に応じて1か月ごとの負担上限額が定められていて、それ以上は請求されないという、事実上の応能負担になっています。

図表1 障害者総合支援制度と介護保険制度の「用語」比較

障害者総合支援制度	介護保険制度
障害支援区分 (区分1～6)	要介護度 (要支援1,2 / 要介護1～5)
サービス等利用計画	居宅介護支援計画(ケアプラン)
特定相談支援事業所	居宅介護支援事業所
相談支援専門員	介護支援専門員(ケアマネジャー)

必要な支援の度合い

サービスの利用計画

計画作成を担う事業所

計画作成を担う担当者